

## ブラウブリッツ秋田サッカースクール規約

※赤字で書かれている箇所が改定した規定箇所です。

### 第1条 名称及び所在地

本サッカークラブ（以下、「本クラブ」という）は、ブラウブリッツ秋田サッカースクールと称し、NPO 法人ブラウブリッツ秋田スポーツネットワークが主催、運営を行い、本事務所を秋田県秋田市山王 3-1-7 東カンビル 1F に置きます。

### 第2条 目的

本クラブは、秋田県内のサッカー技術の向上及び普及に努めると共に、スポーツへの正しい理解を深め子どもたちの健全な心身の育成を図り、地域のスポーツ振興に寄与することを目的とします。

### 第3条 入会資格及び手続き

本スクールに入会するには、次の要件を備えていなければなりません。

- 1.本スクールの目的に賛同し、本規約に同意及び遵守できること。
- 2.スポーツを行うに適した健康状態であること。

### 第4条 入会金、年会費等（金額は全て税別にて記載）

会員は、**入会金 6,000 円**、年会費 6,000 円、月謝（下記参照）で、一旦納金した各費用は、返金いたしかねます。

#### 【月謝】

1. 秋田校 週1コース：5,000 円  
週2コース：8,000 円  
週3コース：11,000 円
2. 大仙校 週1コース：5,000 円  
スペシャル特進コース：8,000 円（週1回+秋田校週1回）
3. 能代校 週1コース：5,000 円  
スペシャル特進コース：8,000 円（週1回+秋田校週1回）
4. 大館校 週1コース 5,000 円  
スペシャル特進コース（週1回+秋田校週1回）8,000 円
5. 由利本荘・にかほ校 ハーフスクール：3,800 円（隔週開催 2週に1回）  
週1コース：5,000（両校へ参加）  
スペシャル特進コース：8,000 円（週1回+秋田校週1回）

**コースや曜日の変更を希望する場合は、会員管理サイト（hacomono）を使用し、会員自**

身が変更を希望する前月の7日までに変更の手続きをするものとする。

例) 5月から変更希望→4月7日までに hacomono で手続きをする。

#### 第5条 スクールウェアの購入

会員には指定スクールウェア（半袖シャツ・短パン・靴下）を購入し、指定のウェアを着用の上でスクール活動に参加するものとする。

冬季期間に指定のスクールウェアの上に防寒着を着用することは問題ない。

#### 第6条 費用の支払い方法

本規約に基づく費用等の支払い方法は、会員管理サイト（hacomono）による銀行口座からの自動引き落としまたはカードでの引き落としとなる。手続き完了後、手続き完了までにかかった月会費と共に引き落としとなる。

#### 第7条 遵守事項

会員は本規約を遵守すると共に、会場での諸規則に従うものとする。

#### 第8条 活動期間

本クラブの活動期間は、原則として毎年4月から翌3月末までの1年間とする。秋田校の開催は毎週月・火・水・木・金・土曜日とし、大館校の開催は毎週月曜日、由利本荘・にかほ校は隔週（ハーフスクール）で月・火曜日とする。能代校の開催は毎週木曜日、大仙校の開催は毎週金曜日とし、また年度ごとの活動回数に関しては、秋田スクール各曜日、能代スクール、大仙スクール、大館スクールは40回とし、由利本荘ハーフスクールは20回、にかほハーフスクールは20回とします。

#### 第9条 欠席

当日のレッスンを欠席される場合は、レッスン開始1時間前までにスクール事務局までご連絡をください。なお、欠席の有無に関わらず月会費は全額引き落としまたはお支払いとなります。（第13条休会中を除く）

#### 第10条 振替

個人の都合による欠席についての振替はできない。

以下の事由に係るおやすみを事前に連絡した場合に限り、おやすみをされた日にちから1か月間、別校舎や別曜日でのスクールに振替参加ができるものとする。

- ・本クラブや実施施設の都合、天災などによりスクール実施が中止となった場合。
- ・遠足や運動会など学校・園の行事（習い事は除く）によりスクール活動に参加がでな

かった場合。

・インフルエンザなど学校へ出席停止となる病気については、以下の事由に該当する場合は療養期間などが明けるまでは振替での対応とする。

- ①本人または同居する家族が該当の病気に罹患した場合。
- ②本人が通うクラス、学校が学級閉鎖、学校閉鎖などになった場合。

#### 第 11 条 届出事項の変更

会員は、本クラブに届け出た氏名、住所、電話番号等について変更があった場合、遅滞なく本クラブに届け出るものとします。尚、前述の届け出がないため本クラブからの通知または送付書類、その他のものが延着または到着しなかった場合については、通常期日に到着したものと見なし、本クラブは一切責任を負わないものとします。

#### 第 12 条 連絡

本クラブから会員への連絡（休講、会場変更、イベントの案内など）は全て会員管理サイト（hacomono）を通じて行うものとし、会員は入会時に必ず登録するものとする。

#### 第 13 条 退会

1. 会員が退会を希望する場合は、退会希望月の前月 7 日までに会員管理サイト（hacomono）を通じてクラブへと連絡するものとする。  
例：5 月末日で退会したい場合は 4 月 7 日までに hacomono を通じて申請を行う。
2. 退会を希望する月の前月 7 日までに退会届を提出されていない退会希望者は、退会希望月の月謝 1 回分を支払うものとします。
3. 退会后、再入会される場合は改めて入会金を納入するものとする。

#### 第 14 条 休会

1. 会員が会員都合により休会する場合は、希望月の前月 7 日までに会員管理サイト（hacomono）を通じてクラブへと連絡するものとする。  
例) 5 月から休会希望→4 月 7 日までに hacomono を通じて申請を行う。
2. 休会期間の会費は一律 1,000 円（税別）とする。
3. 休会の申請期日までに休会申請をしていない休会希望者は、休会希望月の月謝 1 回分を支払うものとする。
4. 同一年度に休会可能な期間は累計で 3 ヶ月とする。3 か月を超える休会の場合は、通常額の月会費をクラブに支払うものとする。

#### 第 15 条 復帰

1. 休会した会員が復帰する場合は、復帰希望月の前月 7 日までに会員管理サイト

(hacomono) を通じてクラブへ連絡するものとする。

例) 5月から復帰希望→4月7日までにまでに hacomono を通じて申請を行う。

2. 休会した会員が復帰した場合、復帰月より1ヶ月分を月謝として支払う。

#### 第16条 継続

会員から退会の意志表示がない場合には、翌年度自動継続されるものとする。6年生については3月末をもって自動退会となる。

#### 第17条 保険

会員は入会手続き終了後、スポーツ安全保険に加入となる。加入手続きは本クラブが行い、保険料負担は本クラブが負うものとする。傷害事故の場合における保険は加入する保険会社の約款通りとなる。

#### 第18条 負傷時の処置

1. 本スクール生が、レッスン中に負傷した場合には、本スクールコーチ、スタッフが応急処置を行い、必要に応じ病院に搬送等、その状況に応じた対応を行う。
2. 本スクール指導者の管理外で生じた事故・盗難、または本スクールの管理内であっても本スクール指導者の指示に従わないで起きた事故・盗難、またはそれに伴う負傷については、本スクールはその責任を負わない。

#### 第19条 除名

会員（親権者を含む）が、次の事項等に該当するとき、その他本クラブが会員として不適切と判断した者にたいして、本クラブ会員より除名することができるものとする。

1. 本規約に違反したとき又は違反したと判断されたとき
2. サッカースクールの名誉と品格を著しく毀損したとき
3. 年会費・諸費用等を2ヶ月以上滞納または、連絡に応じない場合。（連絡に応じない場合勤務先に連絡することがございます）
4. 無断で2ヶ月以上欠席した場合。（この間の月会費はお支払いいただきます）

#### 第20条 休講・閉鎖

本クラブは、天災地変、社会情勢の変化、その他当クラブの存続を困難とする事由が生じたときは、無条件に休講もしくは閉鎖することができるものとします。

#### 第21条 送迎（秋田校のみ）※2025年4月1日現在

本クラブは、秋田校のみ本クラブが定めたルートで運行する。

運行ルートは毎年2月～3月に新年度の希望調査を行い、翌年度の希望ルートを策定する。

新たに送迎を希望する利用者また送迎利用の中止を希望する利用者は希望月の前月 7 日までに hacomono を通じてクラブに申請するものとする。

例) 5月から利用希望→4月7日までに申請を行う。

#### 第 22 条 免責

会員は、本クラブにおける盗難、粉失、傷害その他の事故について、本クラブに対して何ら損害賠償を求めないものとし、本クラブは賠償しないものとします。

#### 第 23 条 写真・映像の使用.

本スクールの活動風景を撮影した写真及び映像をブラウブリッツ秋田のホームページや SNS など、その他プロモーションに使用する場合がある。

#### 第 24 条 個人情報の取り扱い

本スクールは、法令を遵守し、別に定めるプライバシーポリシーに基づき厳正に取り扱いを行う。

#### 第 25 条 付則

本クラブは必要に応じ、随時本規約を改正することができるとともに、本規約に関する事項又は本規約に定めのない事項について、細則を定めることができるものとする。なお、本規約の変更について本クラブより変更内容通知又は、新会員規約を送付後にスクールに参加した場合、本規約に関する変更事項及び新会員規約を承認したものとみなす。

#### 第 26 条 施行

本規約は、2014 年 4月1日から施行する。

#### 第 27 条 改定

2020 年 4 月 1 日改訂

2023 年 4 月 1 日改訂

2025 年 4 月 1 日改訂